

カトリック山国教会小教区評議会規約

(名称)

第 1条 この会はカトリック山国教会小教区評議会（以下「この会」という）と称する。

(目的)

第 2条 この会は、小教区教会としてカトリックの普遍の教会及び京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教の共同体となる共同宣教司牧の目的のために資する運営を行うものとする。

(主宰)

第 3条 この会は、京都教区司教より任命されたブロック担当司祭団が主宰する。但し、場合によって司教から任命された修道者が、これに含まれる。

(評議員)

第 4条 この会の評議員は、つきの者によって構成する。

- 1 信徒の代表として選出された役員
- 2 各部会の代表者

(評議員の会合)

第 5条 この会の会合は、ブロック担当司祭団の招集により、隔月に一回開催する。但し、必要が起きた場合は、担当司祭の判断で臨時に開催することができる。

(審議事項)

第 6条 この会は、小教区の運営、活動全般に関する、つきの事柄について審議し、これを決定する。

- ① 小教区の宣教司牧に関する長期、短期にかかる基本方針
- ② 宣教司牧の方針に基づく年間行事の決定
- ③ 予算と決算の承認及び予算外の支出の承認
- ④ 各種部会の設置及び改変
- ⑤ この会の規約の変更
- ⑥ その他小教区の運営に関し必要な事項

(審議決定と承認)

第 7条 この会は、福音の精神に基づく対話を得て出席者の合意により、これを決定する。

決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経てこれを実行する。

(役員の選出)

第 8条 役員3名を置く。その任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、その後任を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員の選出は、この教会に在籍する20歳以上の信徒全員が、その信徒の中から推薦して担当司祭と共に協議し、ブロック担当司祭団の任命を得て選出する。

(役員の任務)

第 9条 役員の任務は、つきのとおりとする。

- ① ブロック担当司祭団と共に小教区における共同宣教司牧のチームとなり、小教区全体の運営について調整する。
- ② この会合の準備、議事運営及びその記録と保存に当たる。
- ③ 小教区の代表として、ブロック会議等に出席する。

(部会の設置)

第10条 執行機関としてつきの部会を置き、信徒全員が一人一役を基本にいづれかの部に属して機能的に活動する。

教育部 典礼部 広報部 施設管理部 財務部

2 業務分掌は、別に定めて公示する。

3 各部会は、代表者を選出し小教区評議会の評議員となる。なお、任期や再任については、この会の役員に準ずる。

(小教区総会)

第11条 この会において決定された事項の周知徹底及び小教区の運営について、自由に意見を述べられる機会として、担当司祭の招集により、適宜総会を開催することができる。

(会計監査)

第12条 会計監査を司祭団の指名により複数名置く。

付 則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付 記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日

+ パウロ大司教

発効 2008年1月1日



教育部	求道者・信徒の信仰教育
典礼部	典礼活動及び学習
広報部	教会広報・主日ミサのお知らせ
施設管理部	建物、敷地の維持管理 清掃の計画 備品管理
財務部	財務、会計全般に関する業務